

裁判所及び裁判官に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

1. 憲法は特別裁判所の設置を禁止しているため、裁判所の裁判の前審として行政機関が裁判を行うことはできない。
2. 憲法は刑事裁判の基本的な担い手として職業裁判官を想定しているが、適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されていれば、裁判員制度のような国民の司法参加は憲法上禁止されるものではない。
3. 司法権の独立の要請から、裁判官は一般職の公務員よりも強い身分保障が要求されており、下級裁判所の裁判官には憲法上、任期は定められていない。
4. 裁判官は司法権の独立に照らし中立・公正な立場で職務を行う必要があるが、職務を離れた私人としての行動であれば、裁判官の政治運動が禁じられることはない。
5. 最高裁判所裁判官の国民審査の制度は解職制度であるが、積極的に罷免を可とする投票以外の票を罷免を可としない票として扱うことは、投票者の意思に反する結果となり、許されない。

国家賠償法における損害賠償責任に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。
ただし、争いがある場合は判例による。

1. 国等の公権力の行使に当たる公務員の不法行為による被害者は、その損害賠償責任を、国等のみならず、当該公務員個人にも問うことができる。
2. 国等が公権力の行使に当たる公務員の不法行為に基づく損害賠償責任を負った場合、当該公務員に故意があったときでも、国等は当該公務員に対して求償することはできない。
3. 国等の公権力の行使に当たる公務員の不法行為に基づく損害賠償責任について、当該公務員の選任・監督に当たる者とその俸給、給与等の費用を負担する者とは異なる場合、費用負担者は損害賠償責任を負うことはない。
4. 公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく国等の損害賠償責任が成立するためには、当該営造物の設置管理を行う者の過失の存在が要件とされている。
5. 国等が公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害賠償責任を負った場合、損害の原因について他に責任を負うべき者があるときは、国等はその者に対して求償することができる。